

○使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）

新旧対照表

別表第一（第三条第一項）

改正案

財産又は事務の種類	使用料等	区分	単位	額
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）に基づくもの	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	一件につき	十三万円
	一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	第八条第四項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	一件につき	十一万円
	一般廃棄物処理施設の項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る手数料	第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	一件につき	十二万円
	一般廃棄物処理施設の項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る手数料	第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	一件につき	三万三千円

別表第一（第三条第一項）

現行

財産又は事務の種類	使用料等	区分	単位	額
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）に基づくもの	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	一件につき	十三万円
	一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	第八条第四項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	一件につき	十一万円
	一般廃棄物処理施設の項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る手数料	第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	一件につき	十二万円
	一般廃棄物処理施設の項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る手数料	第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査	一件につき	三万三千円

熱回収施設 認定申請手 数料	熱回収施設の認定の申請に 対する審査	一件に	二万円
一般廃棄物 処理施設の 熱回収施設 認定更新申 請手数料	第九条の二の四第二項の規定 による一般廃棄物処理施設の 熱回収施設の認定の更新の申 請に対する審査	一件に つき	七万三千 円
一般廃棄物 処理施設譲 受け又は借 受け許可申 請手数料	第九条の五第一項の規定によ る一般廃棄物処理施設の譲受 受け又は借受け又は借受けの許可の申請に 対する審査	一件に つき	七万三千 円
一般廃棄物 許可施設設 置法人合併 又は分割認 可申請手数 料	第九条の六第一項の規定によ る一般廃棄物許可施設設置者 置法人合併である法人の合併又は分割の 又は分割認認可の申請に対する審査	一件に つき	七万三千 円
産業廃棄物 収集運搬業 許可申請手 数料	第十四条第一項の規定による 産業廃棄物収集運搬業の許可 許可申請手の申請に対する審査	一件に つき	八万千 円
産業廃棄物 収集運搬業 許可更新申 請手数料	第十四条第二項の規定による 産業廃棄物収集運搬業の許可 許可更新申の更新の申請に対する審査	一件に つき	七万三千 円
産業廃棄物 処分業許可 申請手数料	第十四条第六項の規定による 産業廃棄物処分業の許可の申 請に対する審査	一件に つき	十万円
産業廃棄物 処分業許可 更新申請手 数料	第十四条第七項の規定による 産業廃棄物処分業の許可の更 新の申請に対する審査	一件に つき	九万四千 円

熱回収施設 認定申請手 数料	熱回収施設の認定の申請に 対する審査	一件に	二万円
一般廃棄物 処理施設の 熱回収施設 認定更新申 請手数料	第九条の二の四第二項の規定 による一般廃棄物処理施設の 熱回収施設の認定の更新の申 請に対する審査	一件に つき	七万三千 円
一般廃棄物 処理施設譲 受け又は借 受け許可申 請手数料	第九条の五第一項の規定によ る一般廃棄物処理施設の譲受 受け又は借受け又は借受けの許可の申請に 対する審査	一件に つき	七万三千 円
一般廃棄物 許可施設設 置法人合併 又は分割認 可申請手数 料	第九条の六第一項の規定によ る一般廃棄物許可施設設置者 置法人合併である法人の合併又は分割の 又は分割認認可の申請に対する審査	一件に つき	七万三千 円
産業廃棄物 収集運搬業 許可申請手 数料	第十四条第一項の規定による 産業廃棄物収集運搬業の許可 許可申請手の申請に対する審査	一件に つき	八万千 円
産業廃棄物 収集運搬業 許可更新申 請手数料	第十四条第二項の規定による 産業廃棄物収集運搬業の許可 許可更新申の更新の申請に対する審査	一件に つき	七万三千 円
産業廃棄物 処分業許可 申請手数料	第十四条第六項の規定による 産業廃棄物処分業の許可の申 請に対する審査	一件に つき	十万円
産業廃棄物 処分業許可 更新申請手 数料	第十四条第七項の規定による 産業廃棄物処分業の許可の更 新の申請に対する審査	一件に つき	九万四千 円

産業廃棄物 収集運搬業 の変更許可 申請手数料	第十四条の二第一項の規定に 事業の範囲の変更の許可の申 請に対する審査	一件に つき	七万千円
産業廃棄物 処分業 の変更許可 申請手数料	第十四条の二第一項の規定に 産業廃棄物処分業の事業 の範囲の変更の許可の申請に 対する審査	一件に つき	九万二千円
特別管理産 業廃棄物 収集運搬業 の変更許可 申請手数料	第十四条の四第一項の規定に 特別管理産業廃棄物収集 運搬業の許可の申請に対する 審査	一件に つき	八万千円
特別管理産 業廃棄物 収集運搬業 の変更許可 申請手数料	第十四条の四第二項の規定に 特別管理産業廃棄物収集 運搬業の許可の更新の申請に 対する審査	一件に つき	七万四千円
特別管理産 業廃棄物 処分業 の変更許可 申請手数料	第十四条の四第六項の規定に 特別管理産業廃棄物処分 業の許可の申請に対する審査	一件に つき	十万円
特別管理産 業廃棄物 処分業 の変更許可 申請手数料	第十四条の四第七項の規定に 特別管理産業廃棄物処分 業の許可の更新の申請に対す る審査	一件に つき	九万五千円
特別管理産 業廃棄物 収集運搬業 の変更許可 申請手数料	第十四条の五第一項の規定に 特別管理産業廃棄物収集 運搬業の事業の範囲の変更の 許可の申請に対する審査	一件に つき	七万二千円
特別管理産 業廃棄物 処分業 の変更許可 申請手数料	第十四条の五第一項の規定に 特別管理産業廃棄物処分 業の許可の更新の申請に対す る審査	一件に つき	九万五千円

産業廃棄物 収集運搬業 の変更許可 申請手数料	第十四条の二第一項の規定に 事業の範囲の変更の許可の申 請に対する審査	一件に つき	七万千円
産業廃棄物 処分業 の変更許可 申請手数料	第十四条の二第一項の規定に 産業廃棄物処分業の事業 の範囲の変更の許可の申請に 対する審査	一件に つき	九万二千円
特別管理産 業廃棄物 収集運搬業 の変更許可 申請手数料	第十四条の四第一項の規定に 特別管理産業廃棄物収集 運搬業の許可の申請に対する 審査	一件に つき	八万千円
特別管理産 業廃棄物 収集運搬業 の変更許可 申請手数料	第十四条の四第二項の規定に 特別管理産業廃棄物収集 運搬業の許可の更新の申請に 対する審査	一件に つき	七万四千円
特別管理産 業廃棄物 処分業 の変更許可 申請手数料	第十四条の四第六項の規定に 特別管理産業廃棄物処分 業の許可の申請に対する審査	一件に つき	十万円
特別管理産 業廃棄物 処分業 の変更許可 申請手数料	第十四条の四第七項の規定に 特別管理産業廃棄物処分 業の許可の更新の申請に対す る審査	一件に つき	九万五千円
特別管理産 業廃棄物 収集運搬業 の変更許可 申請手数料	第十四条の五第一項の規定に 特別管理産業廃棄物収集 運搬業の事業の範囲の変更の 許可の申請に対する審査	一件に つき	七万二千円
特別管理産 業廃棄物 処分業 の変更許可 申請手数料	第十四条の五第一項の規定に 特別管理産業廃棄物処分 業の許可の更新の申請に対す る審査	一件に つき	九万五千円

分業の変更 許可申請手 数料	業の事業の範囲の変更の許可 の申請に対する審査	産業廃棄物 処理施設設 置許可申請 手数料	第十五条第 一項の規定 による産業 廃棄物処理 施設の設置 の許可の申 請に対する 審査	第十五条第四項 に規定する産業 廃棄物処理施設 の設置の許可の 申請に係る審査	一件に つき	十四万円
		産業廃棄物 処理施設設 置許可申請 手数料	第十五条の二の二第一項の規 定による産業廃棄物処理施設 の検査	第十五条第四項 に規定する産業 廃棄物処理施設 の設置の許可に 係る審査	一件に つき	十二万円
産業廃棄物 処理施設の 熱回収施設 認定申請手 数料	業の事業の範囲の変更の許可 の申請に対する審査	第十五条の三の三第一項の規 定による産業廃棄物処理施設 の熱回収施設の認定の申請に 対する審査	第十五条の二の六第一 項の規定に よる産業廃 棄物処理施 設の設置に 係る事項の 変更の許可 の申請に対 する審査	第十五条第四項 に規定する産業 廃棄物処理施設 の設置の許可に 係る事項の 変更の許可の 申請に係る 審査	一件に つき	十一万円
					一件に つき	十三万円
					一件に つき	三万三千 円

分業の変更 許可申請手 数料	業の事業の範囲の変更の許可 の申請に対する審査	産業廃棄物 処理施設設 置許可申請 手数料	第十五条第 一項の規定 による産業 廃棄物処理 施設の設置 の許可の申 請に対する 審査	第十五条第四項 に規定する産業 廃棄物処理施設 の設置の許可の 申請に係る審査	一件に つき	十四万円
		産業廃棄物 処理施設設 置許可申請 手数料	第十五条の二の五第一 項の規定に よる産業廃 棄物処理施 設の設置に 係る事項の 変更の許可 の申請に対 する審査	第十五条第四項 に規定する産業 廃棄物処理施設 の設置の許可に 係る事項の 変更の許可の 申請に係る 審査	一件に つき	十二万円
					一件に つき	十三万円
					一件に つき	十一万円

産業廃棄物 処理施設の 熱回収施設 認定更新申 請手数料	第十五条の三の三第二項の規 定による産業廃棄物処理施設 の熱回収施設の認定の更新の 申請に対する審査	一件に つき	二万円
産業廃棄物 処理施設譲 受け又は借 受け許可申 請手数料	第十五条の四において準用す る第九条の五第一項の規定に よる産業廃棄物処理施設の譲 受け又は借受けの許可の申請 に対する審査	一件に つき	七万三千 円
産業廃棄物 許可施設設 置法人合併 又は分割認 可申請手数 料	第十五条の四において準用す る第九条の六第一項の規定に よる産業廃棄物許可施設設置 者である法人の合併又は分割 の認可の申請に対する審査	一件に つき	七万三千 円
廃棄物再生 事業者登録 申請手数料	第二十条の二第一項の規定に よる産業廃棄物再生事業者の 登録	一件に つき	四万円

産業廃棄物 処理施設譲 受け又は借 受け許可申 請手数料	第十五条の四において準用す る第九条の五第一項の規定に よる産業廃棄物処理施設の譲 受け又は借受けの許可の申請 に対する審査	一件に つき	七万三千 円
産業廃棄物 許可施設設 置法人合併 又は分割認 可申請手数 料	第十五条の四において準用す る第九条の六第一項の規定に よる産業廃棄物許可施設設置 者である法人の合併又は分割 の認可の申請に対する審査	一件に つき	七万三千 円
廃棄物再生 事業者登録 申請手数料	第二十条の二第一項の規定に よる産業廃棄物再生事業者の 登録	一件に つき	四万円

